

次期EU共通農業政策(CAP)改革の方向性

誌名	食農資源経済論集
ISSN	03888363
著者名	平澤,明彦
発行元	食農資源経済学会
巻/号	63巻1号
巻号補足	
掲載ページ	p. 19-35
発行年月	2012年4月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



次期 EU 共通農業政策（CAP）改革の方向性

Direction toward the Next Reform of EU Common Agricultural Policy (CAP)

平 澤 明 彦*

Akihiko HIRASAWA

欧州では2014年から実施される次期 EU 共通農業政策（CAP）改革の検討が進められている。本稿の目的は、次期 CAP 改革案の方向を、92年以來の CAP 改革と対比して位置づけることである。そのために前半ではこれまでの改革の課題と対応を、穀物の直接支払いを中心に整理し、後半で次期改革案を紹介したうえでその位置づけを検討する。この課題設定は、本シンポジウムのテーマからすると、地域農業からはやや距離があるものの、国際的側面を含む内外環境変化への適応という面では趣旨に適っていると思われる。また、EU における直接支払いの経験と今後の方向性は、我が国における戸別所得補償を検討する際にも参考となろう。

なお、本稿における次期 CAP 改革の内容は、2011年6月までに公表された欧州委員会の提案文書（Commission [13], [8], [9], [10]）に基づく。次期 CAP の詳細は間もなく（11年10月）提出される法案によって明らかとなるはずであり、その内容次第ではここでの議論は妥当しなくなる部分も出てくるであろう。それでもなお、基本的な方向性は変わらないものと予想している¹⁾。

1. 既往改革の背景と概要

(1) CAP の概要

1) CAP の枠組み

CAP はおもに2つの分野（「柱」）からなる。第1の柱は市場・所得支持政策であり、市場支持（価格支持、輸入関税、輸出払戻金など）と直接支払いからなる。財源は EU の CAP 財政による。第2の柱は農村振興政策であり、構造改善、条件不利地対策、農林業環境政策、動物福祉、地域振興などからなる。各国・地方のニーズを満たすため各国がプログラムを作成し、予算も一部負担（共同拠出）する。これらのうち、市場支持は CAP 当初からの政策であり、直接支払いは92年改革から本格化し、農村振興政策は新旧の諸政策が99年改革の際に統合されて成立した。

2) CAP の目的

CAP の目的とその考慮事項はローマ条約(1957年調印)の39条(現行の EU 運営条約第38条)によって定められた。すなわちその目的（同条の1）は(a)農業生産性の向上（特に労働生産性）、(b)農村の公正な生活水準確保（特に農業従事者の所得増大）、(c)市場の安定、(d)供給の保証、(e) 妥当な消費者価格、であり、考慮事項（同条の2）は(a)農業の社会的構造（「家族農場」を意味する。フェ

* 農林中金総合研究所 主任研究員

Key Words: CAP 改革, 改革の要因, 農業構造, 新規加盟国, 「2020年に向けての CAP」, 「欧州2020のための予算」

ネル [18] p.30 による) および地域格差, (b) 漸進的で適切な調整, (c) 加盟国の農業と経済全体との密接なつながり, である。これらの目的は, 当時における食料自給への指向および農業と他部門の所得格差は正への指向を反映している。その背景には, 第二次世界大戦時から終戦直後の食料不足や, 外貨不足, 戦後の冷戦などがあった (フェネル [18] pp.13-17, pp.33-34)。

こうして成立した CAP を, より市場指向的かつ環境など農業の多面的機能を配慮したものにすることがその後の改革の課題となった。その一方で, この目的規定はこれまで改正されておらず, 現在も多面的機能を含んでいない。

(2) 既往の CAP 改革

1) 改革の要因

CAP 改革を促してきた主な要因は①生産過剰, ②対外通商交渉, ③加盟国の拡大, そして④環境問題など市民社会からの農業に対する関心の高まりである。各要因の重要性は次のように変化してきた。

生産過剰は 92 年改革の最大の要因となった。CAP による高水準の価格支持と国境措置は, 戦後における農業生産技術の革新と相まって大規模な生産過剰を引き起こした。その処理にかかる CAP の財政負担が高まる一方, 補助金つき輸出の増大は国際市場において, 主要な農産物輸出国である米国との貿易摩擦を起し, GATT ウルグアイ・ラウンドにおける農業交渉の焦点となった。

また通商交渉は, 輸出補助金以外にも, GATT / WTO における国内農業支持削減の交渉を通じて, 市場・所得支持政策の変容を促進した。03 年の改革以降は, あらかじめ農業政策の変更によって交渉における立場を優位にする傾向が強くなっている。

さらに加盟国の拡大によって域内の農業が多様化するとともに地域間格差も拡大し, 必要とされる政策や, 加盟国間の財政負担が変化していった。99 年以降の改革は 04 年と 07 年における中東欧・地中海島嶼諸国 (以下, 本稿では単に新規加盟国と呼ぶ) の加盟に大きな影響を受けている。

そして環境問題や食品の質, 動物福祉など農業の生産性以外の側面に対する市民社会からの関心の高まりは, 生活水準の向上と, CAP の下での生産性追及による歪み等からきたものである。経済や労働人口に占める農業の割合が低下するにつれて, こうした要素への配慮が重要性を増してきた。

2) 92 年改革

92 年の改革は, 市場支持から直接支払

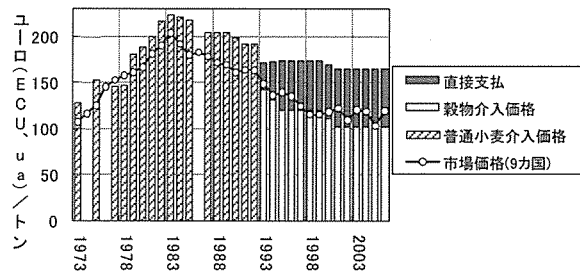


図1 小麦介入価格、直接支払いと市場価格の推移

出所: 各種規則および欧州委員会資料に基づき作成 (普通小麦介入価格は理事会規則 1347/73, 1927/73, 666/75, 2732/75, 1152/77, 1255/78, 1548/79, 1872/80, 1452/82, 1564/83, 1019/84, 1584/86, 1901/87, 2222/88, 1214/89, 1341/90, 1704/91, 1739/92 による。穀物介入価格は理事会規則 1766/92, 1253/1999, 1784/2003 および委員会規則 1664/95 による。直接支払は理事会規則 1765/92, 1251/1999, 1782/2003 による。穀物介入価格および直接支払いの 1997 年以降については “Agriculture in the European Union - Statistical and economic information” の 00, 03, 06, 07 の各年版でも確認した。市場価格は EUROSTAT データを用いて 9 か国の単純平均値を算出、年によって欠落の国あり)。

(注) 1995 年以前の「直接支払」、「穀物介入価格」、「普通小麦介入価格」は委員会規則 1664/95 の修正係数 (1.207509) で補正。1987 年以降の「普通小麦介入価格」は 0.94 を乗じて買入れ価格 (理事会規則 1900/87 による。輸出港までの輸送費は省略) とした。それ以外の期間における買入れは介入価格による (理事会規則 2727/75, 1143/76, 1766/92)。

いへの方向転換を行い、今日に至る農政改革の基本路線を敷いた。当時の CAP は生産過剰と通商摩擦に直面していたほか、南欧 3 カ国の加盟（80 年代）による地域間格差の拡大、大規模経営への補助金集中、他産業との所得格差、生産の集約化による環境問題なども顕在化していた。

穀物の場合、価格支持の介入買入価格を国際市場価格に近い水準へと引き下げ、農家の損失は過去の生産実績により面積単価の固定された直接支払い（「補償支払い」）。受給には当該作物の作付が必要により補てんし、その受給者には減反（義務的

休耕）が課された。これによって、過剰問題と GATT 交渉の両方に対処できると期待された。穀物のほか、油糧種子、蛋白作物、牛肉も改革の対象となった。

改革の結果、穀物価格の引下げにより飼料需要が拡大し、生産の抑制と相まって需給バランスが改善した。90 年代半ば以降は純輸出が頭打ちとなり、内需への転換に成功した（図 2、仏独伊 3 カ国）。また対外交渉においては輸出補助金の削減と、可変課徴金の関税化、関税率の引下げが可能となった。これにより 93 年にウルグアイ・ラウンド農業交渉の妥結が実現した。EU は米国から妥協を引き出し、直接所得補償を当面削減の必要がない青の政策とすることに成功した。CAP の財政支出は消費者負担から財政負担への転換により増大したが、その後は改革前のような無計画で急速な拡大はなくなった。

欧州委員会は当初、強力な農村振興政策の必要性や、大規模経営への補助金削減も訴えた。こうした構想は以降の改革に受け継がれたが、92 年改革において実現したのは早期退職年金の強化、農地の植林、環境保護と農村景観維持のための措置であった。

3) 改革後における農業構造の変化

CAP 改革による農業構造変化、とくに農業経営数ないし農業経営規模の変化については、Commission [14] が、①中規模層から大規模層への資源移動が 92 年改革直後に加速したものの、改革後の状況が予想ほど悪くなかったために 90 年代後半以降は減速したこと、②中規模経営は生産システムに減反を組込むことが難しかったこと、③小規模経営は減反の免除と兼業化により存続したこと、④直接支払いによる所得安定化により農家間の格差が縮小して経営の再編が遅くなったことを指摘している。

改革後の変化を確認するため、1990 年から 2007 年までの期間における 11 カ国（東西統合のあったドイツを除く）合計値（Eurostat より算出）の推移をみると、農業経営数は 32% 減少し、平均面積規模は 42% 拡大した。面積規模階層別にみると 100ha 未満の階層はすべてにおいて一貫して経営数が減少している。経営面積の小さな階層ほど減少率は高い傾向である。上記③や④のような要因が働いたとしても、中小経営数を維持するだけの影響はなかったことになる。さらに 100ha 以上層も

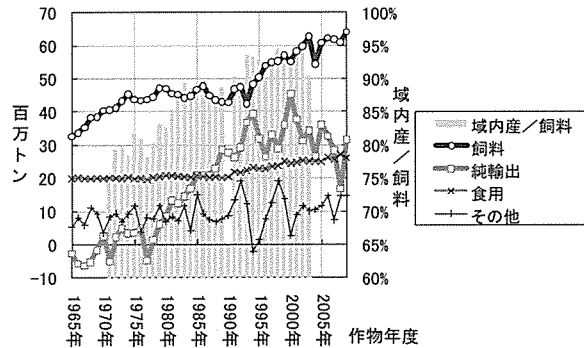


図 2 穀物の用途別内訳推移（仏独伊 3 カ国）

出所：Cereals balance sheet のデータ(Eurostat)により算出、作成した。

- (注) 1. 純輸出＝輸出－輸入（域内貿易を含む）。
2. 「域内産／飼料」は 1971～2003 年。
3. 1990 年までは旧東独を含まない。
4. 1990 年における「域内産／飼料」の落ち込み（ドイツの域内産飼料による）は原データのまゝ。

2003 年には頭打ちとなり、それ以降は微減している。

さらに改革の影響を検証するには CAP 改革の前後間での比較が有効である。石井 [22] や勝俣 [23] が国別の分析を行っている。石井 [22] pp.25-26 は 10 年毎の年平均農業経営数増減率の推移から、改革後の 90 年代以降において、分析対象 8 加盟国のうちドイツとフランスで経営数の減少が加速したことを指摘した。また、勝俣 [23] は英独仏 3 カ国それぞれについて穀物経営の平均面積規模の傾向を時系列データの回帰分析により検証し、フランスについて 92 改革の後に規模上昇速度が高まったことを確認した³⁾。

ここでは EU 全体の傾向をみるため、加盟国の合算値により農業経営数の回帰分析を行い、92 年以降の CAP 改革による傾向の変化を調べる。改革前後を対比するため、80 年以前の加盟国 9 カ国のうち、東西統合のあったドイツを除く 8 カ国の合計値を用いる。データは Eurostat [17] および Eurostat データベース³⁾により、経営数が減少傾向となった 1980 年⁴⁾から 2007 年までのうち利用可能な 12 年分、各計数の間隔は 2 年ないし 3 年である。回帰分析の結果は以下のとおりである。調整済み決定係数は 0.999 である。定式化に際しては Commission [14] (とくに上記①) および勝俣 [23] を参考にした⁵⁾。

農業経営数 1980 年以降増減

$$\begin{aligned} = & -63,957 \times 1980 \text{ 年以降経過年数 } (p=0.0\%) \\ & -21,595 \times 1992 \text{ 年以降経過年数 } (p=0.1\%) \\ & -126,018 \times 1993 \text{ 年以降ダミー変数 } (p=1.8\%) \end{aligned}$$

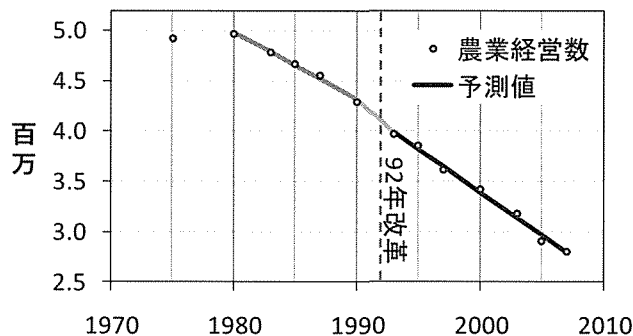


図3 EU 農業経営数の推移と回帰分析による傾向値 (8カ国合計)

(注)データについては本文を参照。

1 つ目の説明変数は時系列データの最初の年からの経過年数、2 つ目は 92 年改革以降の経過年数、3 つ目は改革開始後のダミー変数である。いずれも統計的に有意である。各説明変数の係数をみると、毎年の農業経営数減少幅は、80 年以降 63,957 であったものが、93 年以降 21,595 拡大して 85,592 となり、かつそれに加えて 93 年には一過性の減少が 126,018 あったことが読み取れる。このように、改革以降における農業経営数減少の加速と、改革直後の急速な減少が確認できた。後者は上記①に対応するものである。農業経営数の推移と回帰分析の予測値を図 3 に示した。

なお、我が国の農家数と比較すると、1975 年以降における減少ペースは同程度である。日本は EU と比べて農地の減少が速いために、一戸当たり農地面積の拡大が遅れている。

4) 99 年改革

99 年の改革は、92 年改革をさらに進めつつ、中東欧諸国の加盟に向けた対応に着手した。改革の主眼は生産過剰から EU 拡大、競争力強化へと変化した。また、CAP の第 2 の柱として農村振興政策が確立された。

99 年改革は、中東欧諸国の加盟および EU の対応に関する欧州委員会の見解をまとめた文書「アジェンダ 2000」に沿って行われた。CAP 改革の提案および 00 ～ 06 年の EU 多年度財政枠組みは、この中に組み込まれた。

この文書では、92 年改革の成果として穀物や牛肉部門における需給バランスの改善と公的在庫の減少が挙げられた。その上で CAP の目標として第一に掲げられたのは、さらなる改革で競争力を高めることによって、新規加盟国の段階的統合を可能にするとともに、将来の WTO 交渉へ向けて EU の立場を強めることであった。さらに食品の安全性と質、農村の生活水準と農業所得、環境問題、所得の多様化と雇用も挙げられた。

99 年改革は価格支持から直接支払いへのシフトをさらにすすめた。新たに酪農が改革の対象となり、穀物の介入価格はさらに引き下げられた。穀物の直接支払い（補償支払いの新しい名称）は価格引下げの半分に抑えられた⁶⁾。また、各国の任意で直接支払いの環境要件（クロスコンプライアンス）と、直接支払いから農村振興政策への財源移転（モジュレーション）が可能となった。

構造政策とそこから派生した条件不利地政策、農業環境政策がひとつにまとめられ、農村振興政策として CAP の第 2 の柱に位置付けられた。

中東欧諸国に対する直接的な対応としては、加盟前支援の一環として、各種の構造改善施策を含む農業・農村振興政策（SAPARD）が導入された。その一方で、今や主要な政策手段となった直接支払いの中東欧諸国への適用については明言されず⁷⁾、多年度財政枠にも算入されなかった（Commission [3] p.5）。

5) 新規加盟国の状況

新規加盟国の農業構造は大多数の小規模・零細農家と、社会主義時代の国営農場や協同組合に由来する少数の大規模農場が特徴である。表に示した通り、既往加盟国よりも経営数が多く、EU 全体の 58.7% を占める。それに対して利用農地面積は同 27.8% に過ぎない。既往加盟国のうち南欧の国々もそうした傾向を有しているが、新規加盟国ほどではない。しかも、新規加盟国の営農類型は専門化の進んでいない混合経営が多い（平澤 [19] pp.9-10）。こうした多数の零細・混合形態の経営を抱え込むことにより、EU の農業構造は大きく変化した。

また、中東欧新規加盟国の農業は多くの問題を抱えていた。例えば小麦単収は 80 年代終盤以降の下落・停滞により既往加盟国の半分強に過ぎない（平澤 [19] p.8）など、農業生産力は減退している。また各種インフラが脆弱で、マーケティングや品質、衛生管理に関するノウハウが不足しており、加工・流通部門の競争力は低く、農業者の組織化や、EU の各種基準・規制への適応も課題であった。一方で半自給的な零細経営について、農業構造の変化による失業と貧困への影響が懸念された（Commission [3] p.3）。そのためこうした経営と農村コミュニティを拙速に破壊しないよう配慮しつつ、共通市場での競争と EU の各種規制に備えて速やかに農業・食品部門の近代化と競争力の強化を図る必要があった。

こうしたことから、新規加盟国の農業構造政策など農村振興政策が大きな課題となった。その一方、新規加盟国の農産物産出額は EU 全体の 15.8% に過ぎず、欧州共通市場に与える影響はそれだけ限ら

表1 新規加盟国と既往加盟国の利用農地面積と経営数（2007年）

	農産物 産出額 (十億ユーロ)	利用農地 面積 (百万ha)	経営数 (百万)	平均面積 (ha)	
					100ha 以上層
EU27カ国合計	334.5	172.5	13.70	12.6	173.0
既往					
南欧以外	183.5	79.4	1.80	44.0	140.7
15カ国					
南欧4カ国	98.3	45.2	3.86	11.7	128.7
新規加盟12カ国	52.7	47.9	8.04	6.0	855.8

出所 Eurostatのデータより算出，作成。

（注）「南欧4カ国」はイタリア，ギリシャ，スペイン，ポルトガル。

れている。

6) 03年改革

03年の改革は，直接支払いに単一支払いを導入し，また，中東欧諸国への直接支払いを開始する一方，これまでの改革を進めた。04年以降は地中海産品の改革，05年には農村振興政策の改革も行われた。

この改革はアジェンダ2000の「中間見直し」であり，その目的はアジェンダ2000のそれと基本的に同様である。目的の第一である競争力の強化については，市場介入をセーフティネットに限定して市場のシグナルに対する農業者の反応を促進するとされた（Commission [4] p.2）。また，アジェンダ2000の目的に加えて，CAPの簡素化，欧州委員会と加盟国の責任分担，公衆が農業に期待するサービス（環境保護などの多面的機能）の供給を通じた農業支持の正当化が挙げられた。

03年には，中東欧諸国のうち10カ国の加盟を翌04年に控えており，新規加盟国のCAPへの参加，特に直接支払いについて最終的な準備が必要となっていた。

対外的にはWTOのドーハラウンド交渉が01年から始まっており，青の政策の削減，輸出補助金の廃止，輸入関税の削減が予想された。

この改革では，品目別に分かれていた直接支払いを統合した農場単位の「単一支払い」が導入された。受給額を00～02年の直接支払い実績に固定し，生産から切り離す（生産のデカップリング）ことで，WTO農業協定の緑の政策となることが意図された。生産や品目の決定は市場メカニズムに委ねられた。主要畑作物や牛肉など一部の品目については，各国ごとの判断により，所定の割合以内で従来型の品目別直接支払いも並存が認められた（部分的デカップリング）。

さらに，クロスコンプライアンスは義務化かつ遵守事項が拡充され，環境保全に加えて公衆・動物・植物衛生，動物福祉にまで広がった。モジュレーションも義務化され，直接支払いの5%が農村振興政策へと移転されることになった。これらはいずれも価格引下げに対する補償として導入された直接支払いを，多面的機能と結びつけて存続させようとするものである。

新規加盟国は，自国の直接支払いとして，国内面積単価一律の簡便な「単一面積支払い」を選択可能となった。また当面は支払額が抑制され（段階的導入。各国の負担による補填が可能），その間，クロスコンプライアンスとモジュレーションは適用除外となった。加盟当初の支払い水準が抑制された理由としては，高水準の直接支払いにより構造変化が遅れる，あるいは他産業との所得差の変化により歪みが生じる（Commission [3] p.6），またEU加盟により農産物価格は上昇するので，価格低下の補償である直接支払いはなじまない，といった説明がなされた。

改革の対象品目は拡大が続いた。新たに米が対象となったほか，03年改革に続いて04年以降，地

中海産品（野菜・果実、オリーブ油、ワインなど）や砂糖の改革が行われ、その後単一支払へ統合された。

続いて 2005 年に農村振興政策の改革が決定された。EU の戦略指針に沿って各国が農村振興戦略を作成し、それに基づいて国ないし地方レベルで農村振興プログラムを作成する仕組みとなった。種々の施策は基本的な目標の下に統合された。また、農村振興政策にクロスコンプライアンスが適用され、財政は新設の欧州農業農村振興基金（EAFRD）に一元化された。SAPARD の終了した中東欧諸国は通常の農村振興政策に移行した。

7) 08 年の改革（ヘルスチェック）

ヘルスチェックは 03 年の改革を進めるとともに、モジュレーションを累進化し、かつ農村振興政策における新たな課題を設定した。世界の農産物価格が高騰する中で、市場支持は縮小された。

ヘルスチェックの目的は、第一に 03 年改革の実施状況を評価することと、第二に必要な調整を行って、政策を簡素化し、新たな市場機会を捉え、新しい挑戦分野に備えることである（Commssion [2] p.2）。

農産物の需給は引き締まっており、既に介入買入や輸出補助金は縮小し、義務的休耕はゼロとなっていた。そのうえ欧州委員会はエネルギー政策の一環としてバイオ燃料の 10% 使用義務付け（2020 年）を提案しており、実現すれば⁸⁾ 油糧種子などの原料需要が増加する見込みであった。こうした状況の下、欧州委員会は生産の自由化（市場支持の役割縮小を含む）と収益機会の追求を訴えた。

対外交渉の面では、CAP 改革への圧力は弱まる方向にあった。WTO ドーハラウンドの交渉は停滞し、米国 2008 年農業法では WTO 対応の遅れが明瞭であった（平澤 [21]）。

ヘルスチェックによるおもな改革は、①デカップリング適用の全般化、②義務的モジュレーションの拡大と累進化および移転される財源の使途（新しい挑戦）の規定、③各種市場支持政策の縮小である。

ほとんどの加盟国が採用していた部分的デカップリングのほとんどと、デカップリングされていなかった品目、あるいは残されていたカップル補助金が単一支払いに統合された。救済措置として、各国において単一支払いの 3.5% までを、デカップリングによる影響の深刻な部門に対する支払いとすることが認められた。

義務的モジュレーションは 2 倍の 10% に拡大され、高額受給者の累進的減額（30 万ユーロ超過部分は 4% 上乗せして 14%）が導入された。また、モジュレーション拡大による農村振興政策の追加的な財源は、当該国において「新しい挑戦」分野に用いられる。「新しい挑戦」は、気候変動、再生可能エネルギー、水資源管理、生物多様性、酪農部門の支援（生産割当廃止への対応。ドイツの主張を反映）、およびこれら 5 分野に関するイノベーションを指している。

市場支持については、牛乳およびじゃがいも澱粉の割当制度廃止が決まった。また、介入買入は買入品目の削減、買入数量の抑制と入札の導入によってさらに後退した。

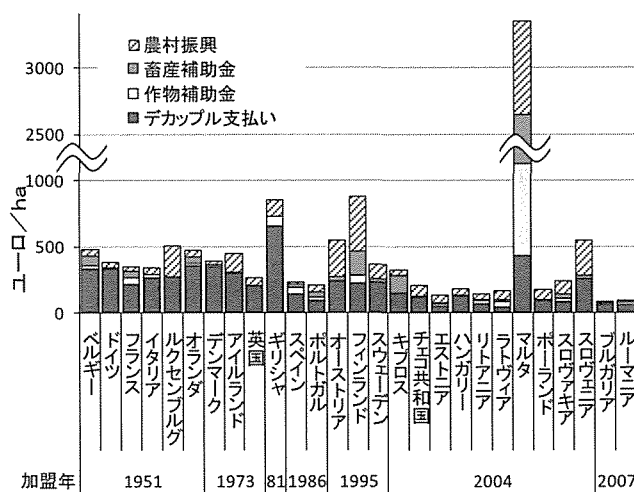
直接支払いの水準（後述）に対して新規加盟国は不満を表明したが、対応は先送りとなった。ヘルスチェックの妥協文書には、将来の CAP に関する宣言が含まれる。農相理事会と欧州委員会はこの宣言の中で、直接支払いの加盟国間格差に対処することを約束した（Boel [1]）。

2. 次期改革案の概要

(1) 背景

2014 年から実施される次期 CAP 改革のおかれた環境は、ヘルスチェックの当時と似ている。農産

とくに、新規加盟国の直接支払い水準が既往加盟国より低い(図4)ことは大きな問題である。この格差は新規加盟国における直接支払いの段階的導入が終了する13年(07年加盟国は16年)以降も続く。これは、新規加盟各国における直接支払いの財政枠をEUへの加盟条約で定めた際、当該国の経済混乱による農業生産減退後の低い単収を前提としたためである。



出所：FADNデータ（サンプル調査）により作成。

CAP への新規加盟国の統合についてこれまでの推移を整理すると、①市場支持については、あらかじめ 99 年以降の改革で（既往加盟国の）農産物価格を引き下げて新旧加盟国間の価格差を縮小したうえで、加盟とともに市場の統合と域内一律の支持が実現した。また②農村振興政策については、加盟前の農業・農村振興政策（SAPARD）を経て、2007～2013 年の農村振興プログラムへの統合が実現した。それに対して③直接支払いについては 03 年の改革により段階的導入がなされたものの、支払い水準は既往加盟国より低く、また既往加盟国とは異なる単一面積支払いが適用されている。このように直接支払いの調整が残された課題となっている。格差は正に伴う財政問題を先送りしてきたと見ることもできる。したがって直接支払いの加盟国間格差は正と制度の一元化は、新規加盟国の CAP への最終的な統合を意味している。そのためには財政の負担ないし再分配の問題を避けて通れない。

（2）次期改革へ向けた動き

次期 CAP 改革は、実施期間が次期 EU 多年度財政枠組みと同じ 2014-2020 年である。そのため予算の裏付けを持った抜本改正が可能であり、また次期農村振興政策とも同期することから、大きな改革となる。本来、92 年および 99 年の CAP 改革は多年度財政枠組みとともに実施された。現行の多年度財政枠組み（2007-2013 年）に対応する CAP 改革が行われなかったのは、2003 年改革とそれに関連した後続の改革の実施に長い期間を要したためである。また当該期間における CAP 予算規模は予め 2002 年 10 月の欧州理事会で決定されていた。

次期改革へ向けた議論は、農相理事会においてはすでにヘルスチェックの検討中から始まり、09 年からは本格的な検討が進められてきた。いま一つの立法機関である欧州議会も 10 年には独自の改革提案を作成した（農業委員会、6 月 21 日）。

次期 CAP 改革を巡っては、意思決定にかかわる参加者の増加により利害関係の調整が複雑化している。EU が 27 か国に拡大して初めての本格的な CAP 改革であり、また欧州議会が理事会との共同決定権を有する¹⁰⁾初めての CAP 改革でもある。改革の法案を作成する欧州委員会のチョロス農業担当委員は関係者の合意形成に腐心しており、10 年 4～6 月に公開討論と称して約 5,700 件の意見を集め、同年 7 月 19～20 日にはその集約結果に関する会議を開催した。

また、より広範な経済金融情勢—とくに 08 年以降における世界金融危機と EU の財政問題—も CAP 改革の方向に影響を及ぼしている。CAP 予算を正当化ないし防衛する必要が高まったのである。

そうした状況から、EU 全体の戦略への対応も重要となった。10 年 6 月に決定された EU の経済成長戦略「欧州 2020」は、優先事項として知識・革新、持続可能性（資源効率、環境、競争力）、高雇用による経済・社会・地域的包摂の 3 点を挙げており、CAP 改革案にもこれらへの対応が織り込まれている。また、10 年 10 月に提出された「EU 予算見直し」文書では、直接支払いについては加盟国間・農家間の公平性改善と環境要件の強化、農村振興政策については競争力・革新、経済多様化、気候変動、環境・天然資源、最条件不利地への支持が課題とされた。

（3）2 つの欧州委員会提案

欧州委員会は 10 年 11 月に、改革の選択肢を文書「2020 年へ向かう CAP」[13]として提示した。その内容は公開討論、農相理事会、欧州議会の検討内容を色濃く反映しており、成長戦略や予算見直し文書への対応も図っている。この提案に対して農相理事会は概ね好意的であり、欧州議会農業委員会も同年 5 月 25 日に欧州委員会の提案に沿った報告を承認した。

欧州委員会は、まずこれまでの改革を経た CAP の主要な貢献は、開放経済（自由貿易）の下で、地域・環境の観点からみて均整のとれた農業を実現したことであるとしたうえで、改革の主要課題として、①食料安全保障、②環境と気候変動、③地域間の均整の 3 つを提示した。いずれも公開討論で明らかとなった課題（10 年 11 月 18 日付報道発表）である。

なかでも、食料安全保障が筆頭に掲げられたのは新機軸である。世界的な農産物価格の高騰などを受けたものであり、食品の質・価値・多様性が EU 市民にとって重要であることも強調されている。公開討論では EU 全域における持続可能な農業生産能力の維持への要望が多く出された。いわば CAP の原点回帰である。

上記の主要課題に対応した目標も示された。① 食料生産の維持：農業所得の支持（所得変動、天災リスク、低所得）、競争力（フードチェーン内の競争条件、内外規制格差）、条件不利地の支援、②

自然資源の持続可能な管理：環境公共財，革新による緑の成長，気候変動緩和・適応，③ 均整のとれた地域振興：雇用と社会構造の維持，多様化，農業構造の多様性を許容（小規模農家の条件改善，地域市場の振興。異質な農業構造と生産システムが地方の魅力とアイデンティティに貢献），などである。総じて，経済危機や農業経営悪化の下で，農家所得のてこ入れや，中東欧諸国に多い小規模経営への配慮，および気候変動など各種の多面的機能が重点となっている。その一方で，対外的な競争力など従来力点の置かれていた論点は後退した。

その後，欧州委員会は2011年6月29日に，次期EU多年度財政枠組み（2014-2020年）の提案文書「欧州2020のための予算」（Commission [8], [9]）を公表した。名称の通り，EUの経済成長戦略である「欧州2020」（2010年6月決定）の目標達成を意図している点が特徴である。欧州2020の優先事項は知識・革新，持続可能性（資源効率，環境，競争力），高雇用による経済・社会・地域的包摂の3点であり，これが各政策分野共通の指針となった。この財政提案によって，2014-2020年のCAP予算規模と，次期CAP改革の考え方や施策の一部に関するより具体的内容が示された。欧州委員会はCAPの改正によって，より公平で平等な農業支持と，農業と環境政策の連結，そして農村経済への貢献を意図している（Commission [8] p.15）。改革の主な要素は，より平等で対象を絞った直接支払いと，農村振興政策の政策目的への適合化である（Commission [9] p.4）。

（4）「2020年に向けてのCAP」の施策

具体的な施策の提案で最大の眼目は，欧州議会の提案を取り入れた直接支払制度の見直しであろう。すべての国に適用される基本部分を基礎的所得支持部分と義務的な環境支払い部分に分けたうえで，付加的支払いとして条件不利地支払いと従来型の品目別支払いを追加する。

基礎的所得支持は各国・地域ごとに一律であり，過去生産実績に基づく方式は廃止される。また，ヘルスチェック改革からの積み残し課題である加盟国間のより公平な支払いを目指しているが，客観的基準に基づくとするに留まり，具体的内容は示されなかった。

さらに，直接支払いについては大規模経営や非農業者・地主への支払い制限と，他方で小規模農家への施策も打ち出されている。すなわち，個々の受給者に対する受給額上限の設定（基礎的所得支持が対象。雇用者数による緩和措置あり），農業に深く関与している農業者（active farmer）に受給者を限定すること，および簡素な制度による小規模農家への支払いである。

農村振興政策については④競争力，⑤自然資源の持続的管理，⑥均整のとれた地域振興を目指し，かつこれまで以上に環境，気候変動，および革新を指針として強調している。成長戦略およびEU予算見直し文書に沿っており，ヘルスチェックにおける「新しい挑戦」への対応強化と見ることもできよう。また，EUの他の施策との協調や，所得変動の拡大に対応したリスク管理施策の充実も挙げている。

市場支持政策については簡素化を進めるとともに，食料サプライチェーンに占める農業の地位向上も挙げている。

「2020年へ向けてのCAP」は終わり近くで改革の選択肢を3種類提示している。第一の選択肢は，現状の政策を概ね維持しつつ，直接支払いの加盟国間配分における不平等¹¹⁾を改善する。第二の選択肢は，全面見直しである。より持続可能で，政策目的間・農家間・加盟国間のバランスを改善し，施策の対象を絞り込んでEU市民に理解を得やすくする。第三の選択肢は，環境と気候変動に重点をおいた農村振興政策に特化し，所得支持と大部分の市場施策から段階的に撤退する。

これらのうち、欧州委員会は明らかに第二の選択肢を想定していると考えられる。第二の選択肢について多くの利点が挙げられており、かつ本文で説明された施策の多くが第二の選択肢に該当する一方で、9月29日付草案（Commission [12] p.11）では、第一および第三の選択肢には否定的な記述をしていたからである。さらに、欧州委員会は次項でみる多年度財政枠組みの提案とともに公表された調査報告書（Commission [10] p.103）で、第二の選択肢に相当するシナリオが望ましいことを明記している。

（5）「欧州 2020 のための予算」の施策

1）名目予算規模の維持

提案では、2014-2020 年の CAP 予算は合計 3,717 億ユーロ（2011 年価格）であり、各年の予算水準は名目価額で 2013 年並みを維持する（ただし実質価額は物価上昇により年々目減りする）。少なくとも 2013 年なみの財政規模を要求した欧州議会（上記の報告書）や農相理事会の主張にほぼ沿っている。EU 財政に占める割合は 2013 年の 39.4% から 2020 年の 33.3% まで低下する。CAP 予算の割合を大幅に引き下げるべきであるとの主張（2009 年に流出した EU 予算見直し草案など）もあった中で、従来通りの緩やかな低下となったことは CAP 予算の維持を主張しているフランスにとって大きな成果である。報道によれば（EurActiv, 6 July 2011）、これはドイツとの妥協の結果であり、その見返りとして、「結束政策」における旧東独地域への補助金が急減しないよう、補助率の基礎となる地域区分に「移行地域」が追加された（Commission [8] p.11）。また、財政提案とともに公表された調査報告書（Commission [10]）によると、直接支払いの膨張を防止する「財政規律メカニズム」¹²⁾ は農業支出の拡大を防ぐ最も有効な手段であり、存続が必要とされている。

さらに、これまで CAP 財政に含まれていた一部の施策はほかの費目へと移された。CAP は EU の予算構成の中で項目 2 「持続的成長：自然資源」の大部分を占めている。そこから食品安全性は項目 1 「知的・包摂的な成長」に、また最困窮者への食料援助は項目 3 「安全保障と市民権」に変更された（Commission [8] p.15）。

2）直接支払い

CAP 第一の柱の主要部分をなす直接支払いについては、まず加盟国間における支払い単価平準化の方法として、「2020 年へ向けての CAP」で示された「客観的基準」への言及がなくなり、1 ha 当たりの支払い水準が EU 平均の 90% を下回る国を対象に、その乖離幅の 3 分の 1 を漸次引上げるとした。そのための財源は支払い水準が EU 平均を上回るすべての加盟国が比例的に負担する。この方式による水準格差の是正は明らかに限定的であるが、加盟国間における賃金水準と投入費用の相違に配慮する旨の記述があり、それによって正当化されているようである。なお、前述の調査報告書によれば、EU 平均の一定割合を保証するのは現実的アプローチであり、客観的基準では平等を実現できないという（Commission [10] pp.99-100）。

また、直接支払いの「緑化」つまり環境支払いとなる部分は 30% である。既存の要件であるクロスコンプライアンス（環境規制を含む）を上回り、法で定められ検証可能な環境への貢献に対して支払われる（Commission [8] p.16）。

環境支払いを除いた直接支払いの基本部分については、緩やかで累進的な受給額上限を設定する（Commission [9] pp.4-5）。当該経営による直接雇用を考慮する点は「2020 年へ向けての CAP」と同じである。この支払い制限による財源余剰は発生国の農村振興政策に充当される（Commission [8] p.16）。

そのほか、小規模農家の簡素な直接支払いは一括した固定的なものとなる見込みである（調査報告書 Commission [10] p.101）。

3) 市場措置

第一の柱を構成するいま一つの施策である市場措置については、多年度財政枠組の枠外に2つの政策手段を創設する。まず危機的状況が生じた際に、農家へ迅速に支援を提供するための緊急措置を創設する。いま一つは、欧州グローバリゼーション基金(EGF)の役割を拡大し、グローバリゼーションの影響を被った農家の生活を(Commission [8] p.16)支援して新しい市場状況への適応を促進(Commission [9] p.5)する。

4) 農村振興

第二の柱である農村振興政策については、予算配分の決定方法が変更され、より客観的な地域的・経済的基準(Commission [8] p.16)に基づくようになり、また政策目標との結びつきが強化される。

表2 CAP改革のおもな内容

	1992年改革 「マクシャー改革」	1999年改革 「アジェンダ2000」	2003年改革 「中間見直し」とその後	2008年改革 「ヘルスチェック」	2013年改革案 (欧州2020)
第一の柱	おもな改革品目の追加	穀物、牛肉	酪農	米、(04年以降に地中海産品や砂糖の改革)	全般化
	市場支持政策				<単一CMO>
	穀物	介入買入価格 △35%	介入価格△15% ライ麦廃止	米の介入価格 △50%	介入限度(小麦以外はゼロ、追加買入は入札)
	価格支持				
	牛肉	介入価格 △15%	民間貯蔵助成(基本価格△26%水準)、 介入価格△48%		
	酪農		06年介入価格 バター△15%、 脱脂粉乳△15%	→△25%(07年) →同左	介入限度明確化
	生産制限				
	義務的休耕(自発的休耕88年～)	導入(当初15%、毎年変更、小規模経営免除)	10%で固定	<07年7月より0%で運用>	廃止
	生乳割当(84年～)	延長	延長	延長	年1%拡大の後廃止(15年3月末)
	国境措置	<→関税化>			<WTO:輸出補助金全廃提案>
第二の柱	不測状況支援				農家支援(緊急時・貿易自由化)
	直接支払い	過去実績による補償支払い(穀物は82%) <→青の政策>	直接支払い(穀物の追加補償は値下げの2分の1)	単一支払い(主要品目、部分適用可)、 単一面積支払(段階的導入) <緑の政策>	→全般化 →延長 過去実績方式廃止 基礎所得支持(国内一律)、 環境支払(3割)、 条件不利地支払い、 小経営簡易支払い
	クロスコンプライアンス		導入	→強化	→簡素化
	財源の再分配		任意モジュレーション	→義務化(小規模経営免除)	→拡大、累進化
第二の柱	農村振興政策	(構造政策、農業環境政策)	成立(各種施策の統合)、SAPARD	<「フロンタリング」の改革 05年>	新しい挑戦
					他分野との連携、施策の再編(欧州2020)、客観的基準

出所：理事会規則、欧州委員会文書などにより作成。

(注) < >内は各CAP改革以外の動き。

また、農村振興政策の財源である欧州農村振興農業基金（EAFRD）は、他の政策分野を含む全ての構造基金とともに、EU レベルの共通戦略枠組み（Commission [10] p.101, [8] p.16, [9] p.5）および各加盟国と欧州委員会の間のパートナーシップ協定（Commission [9] p.5）に組込まれる。協定は欧州 2020 戦略の目標および加盟国の改革プログラムと結び付けられる。なお、第二の柱の財源は、第一の柱との間で融通が可能となる（Commission [8] p.16）。

現状約 40 ある農村振興の施策は 20 ほどに整理簡素化され、また加盟国は自由に施策を組み合わせることができる（現状は「機軸 (axis)」システムによる構成比の制限がある）ようになる見込みである（調査報告書）（Commission [10] p.101）。また、直接支払いの緑化によって不要となる基礎的な環境支払いの財源は、より高度な農業環境施策に用いることができる（同 p.102）。

5) CAP の目的規定と新たな方向付け

CAP の目的規定は冒頭に示した通りであり、今日的には不足の感が否めない。それに対して「欧州 2020 のための予算」では、この規定を超えて CAP を方向づけることが示されている。

具体的には、Commission [8] p.15 によれば CAP は農村社会の公正な生活水準を提供しつつ、競争力の強化、十分かつ確実な食料供給、環境と田園 (countryside) の維持により欧州の持続可能な農業部門をもたらすように設計されている。Commission [9] p.3 にもほぼ同様の記述がある。この中でとくに環境については基本条約における CAP の目的規定に収まりきれないことが明らかであろう。

こうした現実の運用と、CAP 目的規定との関係は、別の箇所に示されている。Commission [8] p.15 においては基本条約にある目的規定を列挙した上で、将来はそれ以外に自然資源の持続的管理と気候変動対応、欧州全体の均衡ある地域振興に寄与するとしている。しかし、将来といいながら実際には上記のとおり CAP は規定以上に広範な目的に従って形作られている。また、Commission [10] p.90 はさらに明示的に、これまで基本条約における CAP の目的規定は変更されていないものの、農業に新たな要請が課されていることを述べている。新たな要請とは環境・公共衛生上の懸案への対応、域内の結束 (territorial cohesion) 確保、EU のグローバルアジェンダおよび発展アジェンダとの整合性である。

こうした記述は、今日的には基本条約における CAP の目的規定は不十分であり、本来は改正が必要であることを示唆している。しかしそうした改正を待たずに、現実の運用は柔軟に行われているといえよう。

3. 次期改革の位置づけ

以上みたとおり、次期 CAP 改革における直接支払いについては多くの変更が提案されている。これが実現すれば直接支払いの性格は相当に変化するであろう。

過去実績方式は 92 年改革以来続いてきた仕組みであり、その廃止は直接支払いの基盤が大きく変わることを意味する。いわば過去実績のデカップルであるが、それだけでは制度が維持できない。値下げの補填でなくなる以上、その存在を正当化し支払い水準を定める別の根拠が求められる。次期改革以降、所得支持と環境財供給に関する検討がさらに進められることとなろう¹³⁾。また、改革前の過去実績を持たない新規加盟国を統合し易くなる効果もあろう。

第一の柱における環境支払いと条件不利地支払いは、これまで農村振興が担っていた機能の一部を、第一の柱の中で実現するものであり、既存のモジュレーション（農村振興政策への財源移転）とはいわば逆の発想である。しかも、第一の柱に導入される環境支払いは直接支払いの受給者全て、実質的

に EU の全農業者が対象となる。これまでの農村振興政策における環境支払い（参加者は必ずしも全農業者ではない）と対比すれば、格段の広がりとなろう。しかも、緑化の割合は将来引き上げること可能なはずである。直接支払いの緑化は、CAP の、あるいは EU 農業の緑化に大きく寄与する可能性があるといえる。

受給額上限の導入は、支払い制限と農村高政策への財源移転の両面で、実質的に 2008 年のヘルスチェック改革で導入された累進モジュレーションを受け継ぐものであろう。しかも、上限額の設定は、累進モジュレーションによる直接支払い減額の上乗せが 4 % であったのと比べて格段に厳しい支払い制限である。雇用者数による緩和措置が設けられる所以であろう。こうした大規模経営に対する支払い制限の強化は、決して新しい考え方ではなく、欧州委員会が 92 年改革以来めざしてきたものである。ヘルスチェックにおける累進モジュレーションは 92 年改革¹⁴⁾、次期改革における受給額上限は 99 年改革¹⁵⁾ で当初提案されたもの（いずれも実現せず）と同様の制度である。こうした支払い制限は大規模経営を抱える加盟国から反発されるため導入が難しいのであるが、欧州委員会は次第に当初の構想を実現しつつあるように見える。ただし施策の実効性は上限額の水準次第となろう。

欧州委員会の提案は現行の義務的モジュレーションに言及していない。しかし第一の柱における環境支払い・条件不利地支払い、累進的受給額上限と農村振興への財源移転、柱の間の財源融通といった要素は、義務的モジュレーションを置き換えるものとみてよさそうである。

一方、最大の課題であるはずの新規加盟国と既往加盟国の直接支払い格差解消については、かなり限定的なものとなった。支払い単価の平準化に着手することは大きな意義があるものの、新規加盟諸国の CAP への最終的な統合はまたしても先送りされるようである。拡大によって同質性の低下した EU に相応しい制度の構築が求められる。

ただし、次期改革のいくつかの要素はヘルスチェックによって用意されていた。ヘルスチェック改革の新しい要素であった累進モジュレーションと「新たな挑戦」は、次期改革提案に発展的に受け継がれている。累進的な受給限度額は高額受給者への支払い制限の強化であるし、農村振興政策の新しい指針は、「新たな挑戦」による農村振興政策の再編とみることもできよう。過去実績方式の廃止についても、ヘルスチェックで地域方式への移行や受給権の配分見直しによる国内格差縮小が認められていた。

したがって、次期改革における新規の改革要素は直接支払いの平準化と、第一の柱における直接支払いの多様化である。

また、このようにみえてくると、主要な変更の多くが、従来の枠組みを越えた財源の再分配を伴っている。所得支持と公共財供給という 2 つの目的間の配分（第一の柱の中で、および第二の柱との間で）、加盟国間の平準化、基礎所得支持の国内・地域内一律化（過去実績の廃止）、対象の絞り込み（受給額上限、Active Farmer）が挙げられる。これは単に大きな改革の結果として広範な再分配が発生しているだけでなく、公正や多面的機能のための再分配が多い点に注意が必要である。

さらに、農村振興政策は他部門との連携や EU 全体の戦略への組み込みが強調されており、従来と比較して自律度が低下する可能性もでてきたように見受けられる。

これまで 92 年以來の CAP 改革における基本的な方向性は、市場指向の強化と多面的機能の確保であり、より具体的には、市場支持の削減、直接支払いのデカップリング、農村振興政策への財源移転を伴う直接支払いの削減、高額受給の抑制、農村振興政策の拡大と多様化・組織化であった。次期改革もこれを受け継いでいるものの、競争力強化などの市場指向はやや後退し、公正や多面的機能（公

共財供給）のための再分配が前面に出てきた。また、すでに市場支持は縮小し、直接支払いは大部分が単一支払いへ移行したため、次期改革ではおもに単一支払いの後継制度と農村振興政策の在り方に重点が置かれている。市場支持については、不測時支援の追加によってセーフティーネットとしての位置づけがさらに明確となった。また、第一の柱における直接支払いの多様化は、農村振興政策への財源移転を食い止め、直接支払いを維持するとともに、過去実績方式廃止後における直接支払制度の正当性を確保する意味があるように見受けられる。

「2020 年に向けての CAP」は、EU 農業の第一の課題として食料安全保障のための農業生産維持を打ち出した。財政提案からは、予算の名目規模を維持する一方で、EU 全体の戦略に組み入れ、公共財の供給を重視する方向が見て取れる。厳しい財政事情と、意思決定に関わる当事者の増加（新規加盟国、欧州理事会）により、CAP は方向転換を迫られているのかもしれない。そうした観点からみて、基本条約における CAP 目的規定の拡張方向を明示したことは重要である。

註

- 1) 既に流出した草案に基づき内容の一部が Agra Europe 誌で報道されている。（追記：法案の内容は概ねそれまでの提案に沿ったものとなった。法案の概要および改革案に至る EU 財政と成長戦略の動きについてはそれぞれ以下を参照。
平澤（2012）「次期 CAP（共通農業政策）改革と EU の財政・成長戦略—直接支払いの「緑化」、公共財供給の重視へ—」『農林金融』65(1), 46-62 頁, 2 月。
平澤（2012）「次期 EU 共通農業政策（CAP）改革の規則案概要—直接支払い、単一 CMO、農村振興—」『農林金融』65(3), 80-92 頁, 3 月。）
- 2) ドイツについては東西統合により分析データに連続性がないため、結論を留保。
- 3) <http://epp.eurostat.ec.europa.eu/>
- 4) データのそろそろ最も古い年は 1975 年であるが、この年はイタリアの経営数が一時的に減少して趨勢から乖離しているため除外した。
- 5) 勝俣 [2011] の回帰分析における説明変数は、本稿に対応する順序で示すと、タイムトレンド変数、タイムトレンド変数とダミー変数の積、およびダミー変数である。タイムトレンド変数を 2 回使っているが、特に違いがあるとは述べられていない。本稿では 1 つ目と 2 つ目の説明変数で開始年次の異なるタイムトレンド変数を用いることで、2 つ目の説明変数で改革開始後の経過年数を明示するとともに、くわえて被説明変数を農業経営数の増減累積値とすることで、定数項を省き回帰式を簡素化した。なお、定数項を設けた場合は決定係数、説明変数の有意水準ともにやや低下する。
- 6) 92 年改革の当時に想定したより実際の価格は高くなったため、補償支払いを合わせた農家の受取額は改革前の介入買入価格より多い年があった。99 年改革ではそのことを勘案して値下げの一部のみを補填した（ECA [16] p.31）。
- 7) Commission [15] p.48 は、加盟候補国の多くには CAP への統合に際して移行期間が必要であり、その間は直接所得支持は必要なく、共通市場への完全統合へ向けた準備のため農業・加工産業の構造改善にかかる助成を受けるべきであるとした。
- 8) 実際には欧州議会の反発を受けて、他の再生エネルギーも含む形となった（平澤 [20] pp26-27）。

- 9) ただし米国が財政赤字削減のために農業補助を削減する方向であり、WTO で妥協する余地が生まれる可能性はある。
- 10) EU 基本条約の改正（リスボン条約，07 年 12 月 13 日署名，09 年 12 月 1 日発効）による。
- 11) この問題は「CAP に対する最も顕著な批判」（Commission [13] p.12）の対象である。
- 12) 直接支払いの総額が所定の水準を上回ると予想される年に、予め支払額を一律の割合で減ずる制度。
- 13) 過去実績に基づかない直接支払いとしては、米国の ACRE 支払いや日本の戸別所得補償がある。いずれも新しい制度であり、ほぼ同じ時期に出てきたことは興味深い。
- 14) 一定規模以上の面積部分に対する補償支払いは遞減的な部分補償とするもの（Commission [6] p.13）。また、直接支持は規模、所得、地域の状況やその他の必要な要素により調整することを想定していた（Commission [6] p.12）
- 15) 全ての直接支払いを網羅する個別経営の受給上限（Commission [15] p.32）。

参考文献

- [1] Boel, Mariann Fischer [2009], “CAP post 2013: What future for direct payments?” SPEECH/09/279, Informal Meeting in Brno, Czech Republic, 2 June.
- [2] Commission of The European Communities (Commission) [2008], Proposal for a Council Regulation, COM(2008)306/4
- [3] ——— [2002a], “Enlargement and Agriculture: Successfully integrating the new Member States into the CAP”, Issues paper, SEC(2002) 95 final.
- [4] ——— [2002b], “Mid-Term Review of the Common Agricultural Policy”, COM(2002)394 final, July 10.
- [5] ——— [1995] “Study on alternative strategies for the development of relations in the field of agriculture between the EU and the associated countries with a view to future accession of these countries(Agricultural Strategy Paper),” CSE(95)607, December 12.
- [6] ——— [1991a] “The Development and Future of The Cap - Reflections Paper of The Commission,” COM/91/100 final February 1.
- [7] ——— [1991b] “The Development and Future of The Common Agricultural Policy - Follow-Up to The Reflections Paper,” COM/91/258final, July 22.
- [8] European Commission (EC) [2011a] “A Budget for Europe 2020,” COM(2011) 500 final PART I, 29 June.
- [9] ——— [2011b] “A Budget for Europe 2020 - Part II: Policy fiches,” COM(2011) 500 final PART II, 29 June.
- [10] ——— [2011c], “A Budget for Europe 2020: the current system of funding, the challenges ahead, the results of stakeholders consultation and different options on the main horizontal and sectoral issues,” SEC(2011) 868 final, Commission staff working paper accompanying the document “A Budget for Europe 2020,” 29 June.
- [11] ——— [2010a] “The Common Agricultural Policy after 2013 Public debate, Summary Report,” July.
- [12] ——— [2010b] “The CAP towards 2020: Meeting the food, natural resources and territorial challenges

- of the future,” COM(2010) version finale, 29 October.
- [13] ——— [2010c] “The CAP towards 2020: Meeting the food, natural resources and territorial challenges of the future,” COM(2010) 672 final, 18 November.
- [14] ——— [2005] “Evaluation of the Common Market Organisation for Cereals,” October.
- [15] ——— [1997], “Agenda 2000 - For a stronger and wider Union” , Document drawn up on the basis of COM (97) 2000 final, Bulletin of the European Union, Supplement 5/97, 15 July.
- [16] European Court of Auditors (ECA) [1999] “SPECIAL REPORT No 2/99 on the effects of the CAP reform in the cereals sector accompanied by the Commission’s replies,” OJEC, C 192, pp.1-34, July.
- [17] Eurostat [2000] “Farm Structure - Historical Results - Surveys from 1966-67 to 1997”
- [18] フェネル, ローズマリー [1999] 『EU 共通農業政策の歴史と展望：ヨーロッパ統合の礎石』, 食料・農業政策研究センター国際部会
- [19] 平澤明彦 [2009a] 「次期 CAP 改革の展望：2004 年・2007 年加盟国の最終的な統合へ向けた直接支払いの見直し」『農林金融』62(10), 18-30 頁, 10 月 .
- [20] ——— [2009b] 「CAP 改革の施策と要因の変遷：1992 年改革からヘルスチェックまで」『農林金融』62(5), 2-19 頁, 5 月 .
- [21] ——— [2008] 「米国 2008 年農業法：バイオ燃料と農産物価格高騰への対応」『農林金融』61(9), 49-58 頁, 9 月 .
- [22] 石井圭一 [2010] 「共通農業政策の改革下における農業構造の変貌」
- [23] 勝又健太郎 [2011] 「独仏英の農業構造の変化と価格所得政策」セミナー資料（欧米価格所得政策の分析）, 農林水産政策研究所, 7 月 5 日 .